

○東京藝術大学藝大フレンズ賛助金の使途に関する申合せ

〔平成18年7月12日〕
社会連携室申合せ

改正 平成19年3月28日 平成22年5月21日
平成25年10月24日 平成27年3月26日

東京藝術大学藝大フレンズ賛助金（以下「賛助金」という。）の使途は、次に定めるところによる。

1 賛助金の使途

- (1) 大学美術館で開催される展覧会への助成
- (2) 奏楽堂で開催される演奏会への助成
- (3) 本学の教育研究成果を社会に発信・還元するための活動への助成
- (4) 教育研究環境整備（芸術資料の購入を含む。）を目的とした事業への助成
- (5) 藝大フレンズ制度運営に要する経費

2 第1項第1号から第3号に定める助成については、原則として、公募による。

3 当該年度の使途額は、前年度に受け入れた寄附金総額（以下「総額」という。）に基づき、原則として次により社会連携センター運営委員会の意見を参考として、学長が決定する。

- (1) 第1項第1号から第4号に定める助成経費 総額の70%に相当する額
- (2) その他社会連携センターが特に必要であると認める経費 社会連携センターが認める額
- (3) 第1項第5号に定める藝大フレンズ制度運営に要する経費 総額の10%に相当する額

4 第3項に掲げる経費使途後の残額は、次年度に繰越すものとする。

5 繰越した賛助金累計額の使途及び使用額は、第1項及び第3項に準じて社会連携センターの意見を参考として、学長が決定する。

附 則

- 1 この申合せは、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 平成18年度の使途額については、第3項の規定にかかわらず、平成17年度末現在の残額に基づくものとする。

附 則

この申合せは、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この申合せは、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この申合せは、平成27年4月1日から施行する。